

2010年12月11日移民政策学会冬季年次大会

シンポジウム「多文化共生政策を問い直す」

愛知県立大学

「既存コミュニティと外国人の増加制限」

Pre-existing Communities and Restrictions on the Increase of Foreign Citizens

宮崎真（弁護士）

MIYAZAKI Shin (Attorney)

キーワード 入居制限、公営住宅法、自治会、人種差別撤廃条約

(1) 問題

移住外国人の急増は既存コミュニティとの軋轢を生み出す。県営保見団地では主としてブラジル国籍の外国人が急増して、全体の世帯数の過半数を超える状態にまでなっている。保見団地における外国人居住者と既存居住者との軋轢は平成9年に顕在化して、対処療法的に募集方式を先着順から募集枠を制限した抽選制という方法に変更して入居者を制限し実質的に外国人の入居を抑える施策をとり、現在も大幅な空き部屋になりながら募集戸数を制限し続けている状態にある。この間、行政において、各種施策や協議会設置などもなされたが、14年を経過した今も出口が見つけられない。

この問題には、既存コミュニティ側の「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」（公営住宅法1条）という県営住宅の性質や住宅管理が自治会に委ねられている管理体制などが要因として絡まっている。

現状には、外国人増加抑止施策の目的と手段の正当性、県営住宅という社会施策との均衡、人種差別撤廃条約4条や社会権規約4条との整合性などの問題が存在している。

(2) 現状とこれまでの経緯

日本の外国人登録者数は平成21年末で218万6121人である。愛知県は都道府県別では東京の41万5098人について21万4816人で第2位であり、特にブラジル人は全国26万7456人のところ全国1位の6万7162人である。

保見ヶ丘地区は、大別して3つの部分に分かれる。県営保見住宅部分（約1350戸）、都市機構の住宅部分（約1600戸）、「保見ヶ丘」及び「乙部ヶ丘」の戸建分譲住宅（保見ヶ丘 約600戸）である。

今回対象にする県営保見住宅は、平成21年段階で、全体960戸のうち外国人世帯が554世帯57.7%を占めていて、他方367戸の空きがある状態であった。これは、平成6年3月時点で外国人世帯が181戸入居比率16.2%で、平成10年503戸と急速に増加したところで外国人入居者を制限した結果でもある。外国人居住者の一部が、日常生活におけるごみ出し等のマナーや共同清掃、駐車場の不足、共益費・区費の回収といった点について、適切にできなかったためである。

入居制限は、次の経緯をたどった。平成8年までは先着順であったが、平成9年自治会からの入居者

急増を止めて欲しいという要望に従い、年3回の抽選制に変更し、年間募集戸数を年間30戸（3回、1回あたり10戸）に制限した。平成17年までは毎年30戸（平成13年は募集せず）、平成18年40戸、平成19年50戸、平成20年・平成21年は60戸と漸増させてきてはいる。抽選への申し込みに国籍制限が設けられているわけではないが、申込者の多くは外国籍住民であるため実質的な募集制限となっている。平成21年の緊急雇用対策としての県営住宅の3回の募集を例にとると、豊田加茂地区で募集戸数65戸に対して371件、5.7%の申し込みがあり、このうち外国人が322件、86.8%であった。

平成11年には右翼とブラジル青少年の衝突があり警察が出動したり豊田市国際化施策推進会議が発足したりして、NPOの参画やマスコミで取り上げられ、今日まで各種施策もとられてきた。

平成20年9月のリーマンショック以後の景気後退により、主として人材派遣を受けていた外国人が職を失い、県営住宅への居住圧力も高まった。そのため、平成21年2月には外国人の居住制限は差別に当たるとして愛知県弁護士会への人権救済申し立てもなされて（近日中に結論が出される予定）、新聞報道がされた。

他方で、景気後退は外国人労働者が職を失った結果、平成21年には世帯数も減少に転じた。

(3) 考察・今後の課題

保見団地の問題は、既存コミュニティ側が「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸」（公営住宅法1条）する目的で形成されている点に特徴がある。これに加えて、住宅の維持が自治会に委ねられているために、問題解決が既存コミュニティの負担となつてのしかかっている。また、新入側の外国人の方が数的に上まわっている。

こうした状況を背景として、愛知県は入居者の募集枠を制限し、実質的に外国人の増加を食い止めている。

しかしながら、人種差別禁止撤廃条約において居住における権利において人種差別を禁止し、社会権規約においても人種差別の保護を規定している。既存コミュニティの保護という政策目的の正当性があるとしても、入居制限をすること、そしてそれが長期間に渡ることについて、手段としての正当性を検討する必要がある。この問題は、居住の自由や住居という基本的人権を脅かす可能性も孕んでいる。

さらに、地方公共団体と住民という2者間の問題にとどまらず、自治会制度の社会内での位置づけを検討すべき問題でもある。

これは保見団地に限った問題ではなく、少子高齢化が日本社会において、外国人の受け入れていく場合に各地で発生する可能性があるから、意識を持って議論しておく必要がある。